

高次脳機能障害・遷延性意識障害・重度脊髄損傷その他重傷

被害者の方々の具体的救済活動と法律上の手続

交通事故・弁護士全国ネットワーク
代表弁護士 古田 兼裕

高次脳 遷延性 脳外傷 重度脊損 受傷	1～4ヶ月 前期 ①	4ヶ月～ 安定期 ②	10ヶ月～ 中期・後期 ③	10ヶ月～2年 症状固定 ④	症状固定後 ⑤
---------------------------------	------------------	------------------	---------------------	----------------------	------------

※参考 通常の場合

受傷	1～3ヶ月 前期	3～6ヶ月 安定期	6ヶ月～1年 症状固定	1年後～ 症状固定後
----	-------------	--------------	----------------	---------------

<被害者の皆さまが困惑し、相談しづらいことについて>

1. まず、

(1) 労災適用が可能か否かが大切です(相手過失 100%の場合も含め)。

可能な場合 → 被害者にとってプラスが大きくなります。

① 休業補償が 20%増 (特別支給金として 20%支給)

※ 労災から 60%支給 (40%は保険会社)

② 治療費の確保がなされる：損保に打切りをされません。

③ 後遺障害の場合：7 級以上は年金、及びその他にも特別給付金プラス

(2) 労災の適用がない場合

① 過失がある場合は、必ず健康保険の適用をすること。

(過失による減額が、随分と少なくなります。)

② 損保へ休業補償の請求をすること。

上記を留意すれば、安心して治療をスタートできます。

2. 受傷からの流れ

(1) 治療期間について(上記表をご参照)

- ① 通常の外傷(たとえば骨折等)の場合は、おおよそ6ヶ月過ぎた頃から症状固定となります。
- ② これに対し、重傷の場合は、早くて10ヶ月位、長ければ2年位で症状固定となります。

(2) 症状固定とは

症状固定とは、症状が安定し、これ以上の治療を施しても改善が望めない状態のことであり、損害賠償をするための法律上の時期のことです(医学上の概念とは異なる。)。症状固定した状態は後遺障害等級の認定時期でもあります。症状固定の時期にならないければ、最終的な賠償交渉には入れません。

(3) 症状固定の効果

症状固定のあとは、後遺障害の認定手続きに入ります。認定がおりると、認定結果に基づき、賠償交渉に入ることとなります。

また、症状固定になると、交通事故としての治療は、リハビリを含め中断となります。これ以降、加害者側の治療費や休業補償・交通費など継続的な支払は中止となります(損保が症状固定を急ぐのは、このことが理由です。)

3. 症状固定後の流れ

(1) 後遺障害に基づく自賠責保険への請求

① はじめに

自賠責で後遺障害等級を確定する必要があります。

等級の認定がなされないと賠償の交渉を次に進めることが出来ません。

以下、この等級の確定の方法について説明します。

これには、下記のとおり、2つの方法があります。

- a) 加害者側の損保が行う「事前認定」
- b) 被害者側で請求手続を行う「被害者請求」

(注) 自賠責は、国交省の外局です。)

② 事前認定について

事前認定は、後遺障害の認定に必要な資料(医師の診断書等)を

すべて加害者損保に渡して、認定してもらう方法です。

被害者が自分で行う必要がない点がメリットではありますが、自賠責保険金の給付手続まで行ってもらえないため、被害者の生活がすぐには安定しないという欠点があります。

③ 被害者請求について

被害者請求は、被害者側ですべての資料を揃えて、自賠責に直接請求をする方法です。

資料集め等、すべて自分で行うため煩雑で面倒であるという欠点があるため、専門家に相談して行う方が多いようです。

被害者請求の場合、申請時に送金の依頼も同時に行うため、等級認定がなされると等級相当の自賠責保険金がすぐに給付されます。被害者の生活は大きく安定することとなります。

(2) 後遺傷害等級の認定後の流れ

① 等級に不満のない場合

認定された等級を前提として、最終的な賠償交渉に入ります。

② 等級に不満のある場合

医師から新しい診断を仰ぐか、従前の診断書について解説を加えて異議申立をします。

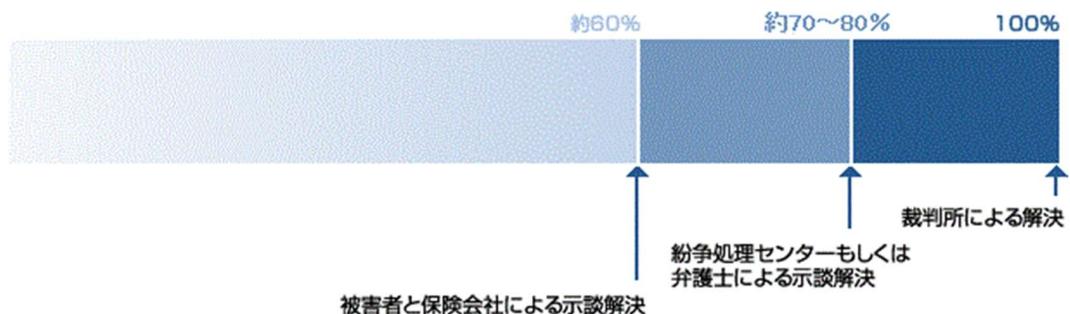
(3) 具体的な賠償交渉について

解決方法については、次の3種類があります。

- ① 示談 ② 訴訟 ③ 紛争処理センター

その結果については、金額に大きな差が出る場合がありますので注意を要することとなります。

4. 具体的な解決による違いについて

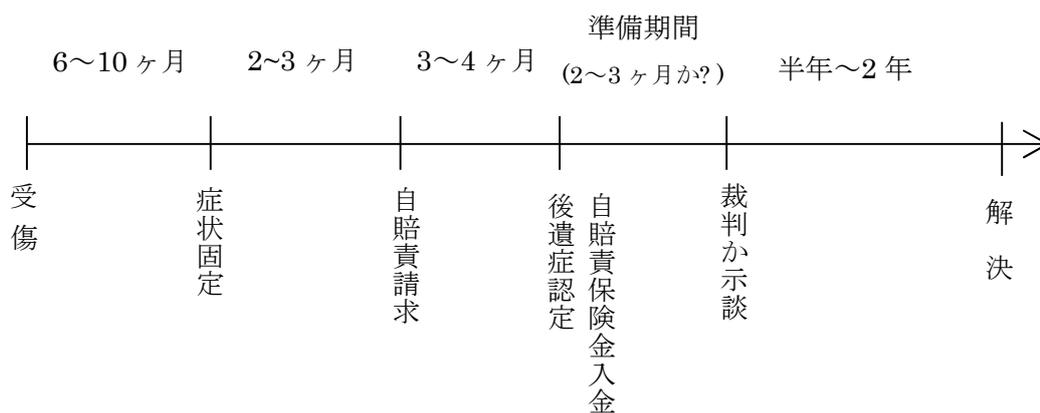


5. 具体的な賠償までの流れについて

(1) 重症な被害者の場合



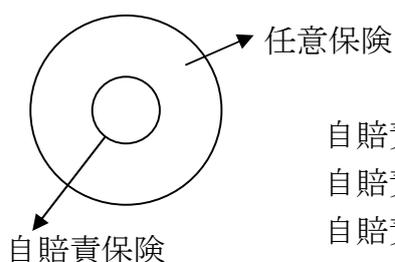
(2) 中程度の被害者の場合



(3) 具体的な説明

① 個々の手続きの間の所要期間につきましては、怪我の程度、書類の準備で異なりますが、迅速な解決を心がけております。

② 自賠責保険と任意保険の関係



自賠責保険と任意保険はまったく別の保険です。
自賠責保険のみ先取りが可能です。
自賠責保険を先取りし、そのあとゆっくり示談または裁判で十分な賠償を請求します。

6. 症状別に注意を要する点について

- (1) 遷延性意識障害やそれに近い意識障害の被害者の方について
原則として、療護センターへの紹介が相当と思われます。
救急病院は2ヶ月が限度ですので、転院先の病院において入所手続を行うことになると思います。
場所の問題もありますので、十分考慮することが肝要です。
- (2) 高次脳機能障害の被害者の方について
転院先の病院は、最終的には高次脳機能障害に知見のあるリハビリ病院に転院し診断してもらうのが相当と思われます。

7. 自宅介護の際の福祉によるサポート

(1) 介護保険(65歳以上適用)

ヘルパー費用 30万円分の補助
※デイサービスや訪問入浴も可

(2) 総合支援法(65歳未満)

サービス内容としては、上記(1)とほぼ同等
(金銭的には介護保険を上回る給付がなされています。)

(3) 自賠責(ナ斯巴)の援助 (令和7年7月現在)

(総合支援法適用の場合のみ)

特I種(最重度)

無条件に 99,810円 実費領収書をつけて 226,330円

一種(常時要介護)

〃 85,390円 〃 177,950円

二種(随時要介護)

〃 42,700円 〃 88,980円

いずれも実費の補助

(4) 障害年金等